

「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画改定版（素案）」及び 「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部改正（案）」の概要」への 意見を募集します

「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」は、平成23年に策定し、10年以上が経過していることから、この間の社会情勢や市を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、市民の方が誇りや愛着を持つ本市の景観を保全しつつ、より一層良好なものとして形成していくため、本計画の見直しを行うものです。

また、景観施策の施行に必要な事項を定めている「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例」についても、景観計画の実効性を高める規定の追加等を行うため、改正を行います。

つきましては、本計画の改定素案及び本条例の改正案の概要について、下記のとおり市民等の皆様のご意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和7年5月1日（木）から5月30日（金）まで

2 応募できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体、
本案の利害関係者

3 公表方法

市ホームページに掲載するほか、次の窓口で案を閲覧できます。

- ・ 所沢市役所高層棟5階 都市計画課
- ・ 所沢市役所低層棟1階 市政情報センター
- ・ 各まちづくりセンター

4 意見書の提出方法

直接持参、郵送、FAX、電子メール、ホームページ等からの電子申請で都市計画課まで提出してください。応募用紙の様式は、都市計画課、市政情報センター、各まちづくりセンター、市ホームページで入手できます。応募用紙の様式を使用しない場合は住所・氏名・電話番号を明記してください。（法人・団体等の場合は、所在地、名称、代表者氏名、電話番号を明記してください。）

（裏面に続きます）

【提出先】〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市 街づくり計画部 都市計画課

FAX：(04) 2998-9163

電子メール：a9192@city.tokorozawa.lg.jp

電子申請：https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=93896

次のQRコードからもアクセスできます。



※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

※郵送の場合は、当日消印有効。

5 注意事項

- ・電話・窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・ご意見への個別の回答は行いません。
- ・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- ・寄せられた御意見の概要及び市の考え方は、市ホームページ等で公表します。

6 問い合わせ先

所沢市 街づくり計画部 都市計画課

電話：(04) 2998-9192

FAX：(04) 2998-9163

電子メール：a9192@city.tokorozawa.lg.jp